海技免状(操縦免許証)返納不能届

下記の事由により返納することができないことを届け出します。

海技免状(操縦免許証)滅失顛末書

下記のとおり海技免状(操縦免許証)を滅失したので、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第12条第4項(第88条第4項)の規定により届出をします。

万一、滅失した下記海技免状(操縦免許証)を、後日発見したときは、直ちに返納いたします。

				令和	年	月	日
関東道	運輸局長 殿						
		フリカ゛ナ					
		氏名					
		生年月日	S · H	 年	 月	日	
		本籍地の 都道府県					都·道 府·県
		住所	〒				
		電話番号					
	(代理するもの)	氏名	海事代理	里士 森紀実		Œ	1
		住所	東京都洋	港区港南4-6- 4	1-602		
		電話	03-347	2-1700			
記							
1.海技	免状(操縦免許証)の種類		級 (小型	・航海・機関	・内燃・通	値・	電子通)
2.海技免状(操縦免許証)の番号							
乙,伊尔	光仇(採敝兄計証/97番与						
3.減失事由とその状況(該当する番号に○をつけ、必要事項を記入して下さい。)							
	①海中に落した ②盗難に	あった	③紛失した	4 誤	って捨てた	(うその他
	<u>場所:</u>						
	n+: #a.						
	<u>時期:</u>						
官庁	□自動車運転免許証		□船∫	員手帳			
記	□健康保険証		□パン	スポート			
官庁記事欄	□その他						